

徳島市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島市地域公共交通協議会規約第9条の規定に基づき、徳島市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、徳島市地域交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、徳島市地域交通課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、徳島市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数、及び管理は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、徳島市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

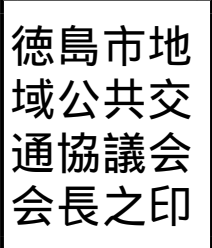
第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月23日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
徳島市地域公共交通協議会 会長の印	 <p>徳島市地 域公共交 通協議会 会長之印</p>	てん書	24 × 24	会長名をも って発送す る文書	1	事務局長